

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

① 地域の概要・立地

江北町は佐賀県の中央部に位置し、東部は小城市、西部は大町町、北部は多久市、南部は一級河川の六角川を隔てて白石町に隣接している。東西に5.6キロメートル、南北に7.2キロメートル、総面積は24.49平方キロメートルである。

基幹道路である国道34号線が東西に走り、町の中央部には国道207号との分岐点がある。また、JR長崎本線と佐世保線の分岐駅である江北駅（2022年に肥前山口駅から改名）が所在している。江戸時代には長崎街道の宿場町として栄えた歴史的背景もあって、交通の要衝として発展してきた。

総人口は9,559人（男性4,563人、女性4,996人）、世帯数は3,761世帯（令和7年9月30日現在）である。1960年（昭和35年）に16,379人でピークを迎えるも、昭和44年（1969年）の杵島炭鉱閉山に伴い減少に転じた。現在も減少傾向は続いているが、県内の交通の要衝であること、交通・生活インフラの充実、国道34号線沿いの大型店舗による利便性などの要因もあり微減に留まっている。



《佐賀県地図》



《江北町地図》

江北町の地形は、北部の山間地と南部の平坦地に分かれる。

南部に流れる六角川は白石町との境界となっており、町内を古川（一級河川）と惣領分川が六角川に注いでいる。一級河川である六角川は武雄市山内町を源流とし、白石平野を著しく蛇行しながら、町東部にて牛津川と合流し有明海に注いでいる。

有明海は最大約6メートルの干満差があり、満潮時には海面よりも低くなるため、低平地は排水が悪く、浸水被害が発生しやすい地域である。さらに、白石平野では地下水の汲み上げによる地盤沈下により排水機能が低下しているため、水害のリスクが高くなっている。

白石平野は稲作が盛んな地域であり、農業用水を確保するために水を貯えるため池が作られた。このため池は町北部（30箇所）に集中しており、大雨の際に雨水を貯留することで、下流域の浸水被害を軽減する治水対策の役割も果たしている。

## ② 想定される災害リスク

### 【水害・土砂災害】 情報元：ハザードマップ（江北町より提供）

江北町のハザードマップによれば、江北町商工会が位置する町中心部において、0.5m未満の浸水が予想されている。国道34号線江北バイパス沿いには、イオン江北店をはじめ多くの商業施設が点在しているが、その付近で0.5～1.0mの浸水が予想される。町南部は六角川に近づくにつれて低地となっており、最大2.0～2.5mの浸水被害が予想されている。

過去に数々の水害に見舞われてきたが、近年はその頻度や被害規模が増している。令和元年8月豪雨では1時間に103.5mmの降雨により浸水や土砂災害が広範囲に被害を及ぼし、住宅被害は379棟に上った。また、令和3年8月豪雨でも同じく、床下浸水172件、床上浸水7件、非住家浸水206件が被害に遭っている。この2つの豪雨災害では、町以西にある大町町と武雄市の国道34号線が広域的に冠水し、交通網が寸断された。

町北部の山間部一帯は、地滑りなど土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、小売業が集積しており注意が必要である。点在するため池は貯水による治水効果がある一方で、大量の降雨時にはため池の貯水量を超えて決壊（土砂災害）、周辺地域の浸水の危険性があり、町はため池毎にハザードマップを公開している。

### 【地震】 情報元：ハザードマップ（地震ハザードステーション（J-SHIS）より提供）

当会の周辺地域は、震度5強以上の地震が今後30年間で25.6%の確率で発生するとされている。最も近い活断層は佐賀平野北縁断層帯であり、距離は約5kmである。この佐賀平野北縁断層帯を震源とする地震では、最大震度7の発生可能性があると考えられている。

地震による被害として、家屋倒壊や火災だけでなく、地盤が緩むため、土砂災害やため池の決壊による浸水被害も懸念される。

### 【感染症】

新型インフルエンザは10年から40年の周期で発生し、世界的な流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症のように、町民のほとんどが免疫を持たない感染症が全国的かつ急速に蔓延した場合、多くの町民の生命及び健康に重大な影響を及ぼす懸念がある。

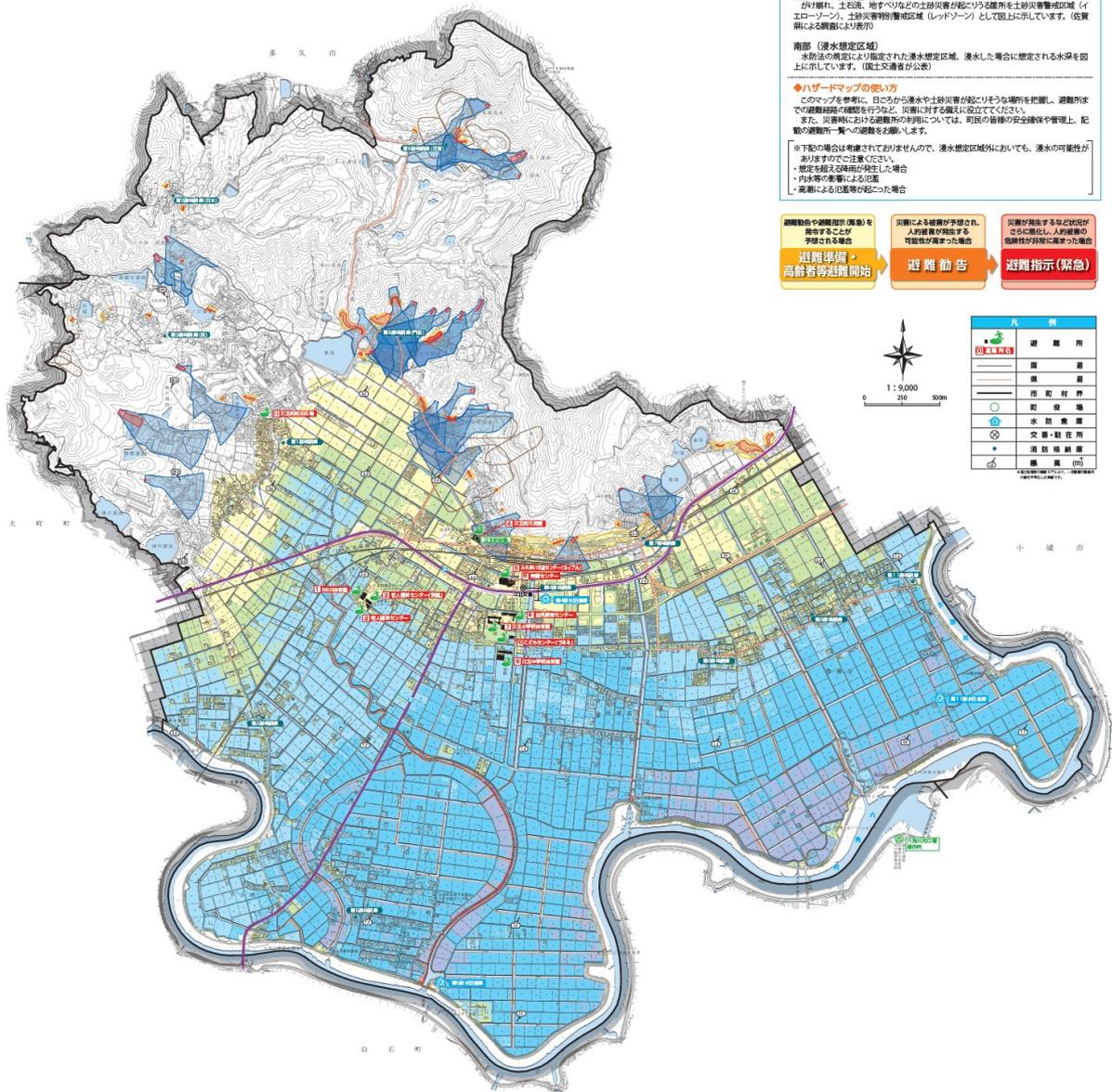


# 江北町ハザードマップ(防災マップ)

洪水ハザードマップ・土砂災害危険箇所ハザードマップ

全図

災害に対する知識を蓄え、すばやく避難できるようにしましょう!



### 江北町ハザードマップの使用方法

◆想定  
○暴雨：台風に伴う大雨をよぶる、がけ崩れ、土石流、地すべりなどの土砂災害を想定しています。  
○高潮時：最大規模の高潮（6時間継続雨量42.4mm）に伴う洪水により、六角川・牛津川が氾濫した場合を想定しています。

北部（土砂災害警戒区域）  
がけ崩れ、土石流、地すべりなどの土砂災害が起こりうる場所を土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）として表示しています。（佐賀県による調査により表示）

南部（浸水想定区域）  
水防法の規定により指定された浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を向上に示しています。（国土交通省が公表）

◆ハザードマップの使い方  
このマップを参考に、日ごから浸水や土砂災害が起こりうる場所を把握し、避難所までの避難経路の確認を行うなど、災害に対する備えに役立ててください。  
また、災害時における避難所の利用については、町民の皆様の安全確保や管理上、避難の避難所一瞥への避難をお願いします。

◆下記の場合は考慮されておられませんので、浸水想定区域外においても、浸水の可能性がありますのでご注意ください。  
- 想定を超える降雨が発生した場合  
- 内水等の発生による浸水  
- 風害による浸水等が起こった場合



凡例

	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域
	浸水想定区域
	土砂災害危険箇所
	避難経路
	市町村界
	野球場
	水防倉庫
	交通・駐在所
	消防機関
	電線(杆)

### 想定浸水深

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

3.5m以上の区域
3.0m~3.5m未満の区域
2.5m~3.0m未満の区域
2.0m~2.5m未満の区域
1.5m~2.0m未満の区域
1.0m~1.5m未満の区域
0.5m~1.0m未満の区域
0.5m未満の区域

### 土砂災害特別警戒区域(備称:レッドゾーン)

土石流、がけ崩れなどの土砂災害が発生した場合、避難時の安全が確保できず、住民等の生命又は身体に著しい危険が生じることがおそれる土地の区域

### 土砂災害警戒区域(備称:イエローゾーン)

土石流、がけ崩れなどの土砂災害が発生した場合、避難時の安全が確保できず、住民等の生命又は身体に著しい危険が生じることがおそれる土地の区域

### 地すべり危険箇所

地すべりが生じることがおそれる土地の区域

### 避難所一覧

番号	名称	住所	電話番号	収容数
1	B&G 体育館	江北町大字山口 2637-2	0952-86-3710	550
2	老人福祉センター	江北町大字山口 2637-7	// 86-4317	375
3	老人福祉センター「別館」	江北町大字山口 2018-1	//	100
4	江北町公民館	江北町大字山口 1645-1	// 86-5623	250
5	ふれあい交流センター「ネイブル」	江北町大字山口 1334	// 71-6321	1350
6	保健センター	江北町大字山口 1334	// 71-6324	100
7	江北小学校体育館	江北町大字山口 1126-1	// 86-2251	475
8	江北中学校体育館	江北町大字山口 412	// 86-2241	850
9	幼児教育センター	江北町大字山口 1153	// 86-4350	325
10	子どもセンター「うるる」	江北町大字山口 1201-1	// 65-1265	150
11	江北町南広場	江北町大字上小田 2283-27	//	100

●問合せ先  
台風時や大雨の時に、不安や危険を感じて避難所へ避難しない場合には、江北町役場までご連絡ください。  
**江北町役場 0952-86-2111**

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 390社
- ・小規模事業者数 333社

### 【内 訳】

令和7年4月1日現在

	商工業者数	小規模事業者数	備 考
建設業	71	70	町内に広く分布している
製造業	21	16	中小・大企業は山間部に集積している
卸売業	13	9	交通の便が良い道路沿線に位置する
小売業	95	73	特に山間部に多く集積している
飲食店・宿泊業	40	38	人口密集地に多い
サービス業	115	99	町内に広く分布している
その他	35	28	町内に広く分布している
合 計	390	333	

## (3) これまでの取組

### ①江北町の取組

- ・江北町地域防災計画の策定（令和7年5月29日修正）
- ・江北町国土強靱化計画の策定（令和7年3月11日策定）
- ・江北町新型インフルエンザ等対策業務継続計画の策定（平成25年4月策定）、（令和2年4月改定）
- ・江北町ハザードマップの全世帯配布
- ・地区防災マップの作成、地区防災リーダーの育成、防災備品の備蓄
- ・複数の手段による伝達方法の整備（災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、防災行政無線、広報車、ホームページ、SNS・FB等、ケーブルテレビなど）

### ②江北町商工会の取組

- ・事業者BCPや事業継続力強化計画に関する施策等の周知
- ・事業者BCPや事業継続力強化計画に関するセミナー等の周知
- ・事業者BCPや事業継続力強化計画の策定支援
- ・発災時における特別相談窓口設置による被災事業者の支援  
令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に関する特別相談窓口、  
令和2年7月3日からの大雨による災害に関する特別相談窓口、  
令和3年8月11日からの大雨による災害に関する特別相談窓口 など
- ・損保会社・佐賀県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入推進

## II 課題

当会では、県内商工会統一のマニュアルである「仕事の進め方・大規模災害編」をBCP計画として策定している。近年二度の豪雨災害時に活用し、ある程度の効果を発揮したが、記憶の風化や人事異動に伴い、職員間でマニュアルを共有する意識が希薄になっている。より迅速な対応を可能とするため、改めて検証し改善の必要がある。

また、商工会単体ではマンパワー不足のため、行政や県商工会連合会など関係団体との連携強化も

必要である。

事業者の防災・減災意識について、災害直後はBCPや事業継続力強化計画の策定に意欲的であるが、経年とともに危機感が薄れており、事業者によって意識差は大きい。このため、平時から周知・啓蒙活動を継続し、事業継続力強化支援を行う必要がある。

感染症対策について、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者の出勤禁止などルール作り、感染拡大時のマスクや消毒液など衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険加入など、日頃から周知・徹底する必要がある。

### Ⅲ 目標

- ・商工会職員は、大規模災害対応マニュアルの共有化を徹底し、災害対策に関する知識およびノウハウを習得する。
- ・地区内小規模事業者に対し自然災害や感染症発生時のリスクを認識させ、BCP（事業継続計画）や事業継続力強化計画の策定を推進する。
- ・発災時における連絡を円滑に行うため、当会と当町との間で被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後に速やかな復旧・復興支援が行えるよう、また、地区内で感染症が発生した場合には、迅速に拡大防止措置を講じられるよう、組織内の対応体制および関係機関との連携体制を平時から整備する。なお、感染症については「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」などの段階的な区分を活用し、適切な対応が可能となる体制を構築する。
- ・補助金の活用を奨励し、物理的な防災・減災対策の実施を促進するとともに、災害関連の保険および共済の加入を推進し、事業者のリスクヘッジを強化する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

**（１）事業継続力強化支援事業の実施期間**（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

#### **（２）事業継続力強化支援事業の内容**

江北町商工会（以下「当会」という。）と江北町（以下「当町」という。）は、役割分担と体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### **< 1. 事前の対策 >**

##### **① 小規模事業者に対する災害リスクの周知**

###### **【自然災害】**

- ・商工会報や町広報誌、ホームページ、LINE など広報媒体を通じ、国や県の施策の紹介やリスク対策の必要性を周知する。
- ・BCPや事業継続力強化計画に精通した専門家を招くなど、普及啓発セミナーを実施する。
- ・各種共済や損害保険など積極的な加入を推進する。

###### **【感染症】**

- ・新型コロナウイルス感染症については、行政から提供される最新の正確な情報を基に、デマに惑わされず冷静に対応するよう周知する。
- ・マスクや消毒液等の衛生用品備蓄、オフィス内換気設備の導入、テレワーク環境の整備を推奨し、必要な支援情報を提供する。

## ② 事業継続力強化計画の策定支援

事業者 BCP や事業継続力強化計画の策定推進にあたり、経営指導員や専門家による支援を行う。

## ③ 関係団体等との連携

- ・佐賀県火災共済協同組合、全国商工会連合会が連携協定を締結している、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社と連携し、地区内事業者対象の普及啓発セミナーや災害関連保険・共済の紹介を実施する。
- ・関係機関には、普及啓発用ポスターやチラシの掲示・配布を依頼する。

## ④ 事業者へのフォローアップ

- ・事業者 BCP や事業継続力強化計画を策定した事業者に対し、取り組み状況の確認や改善点の指導を行う。
- ・当会と当町で事業継続力強化支援の会議を適宜開催し、状況確認や情報共有を図る。

## ⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(水害)の発生を仮定し、当会と当町で即時連絡が取れるようになっているか、連絡ルートの確認等を行う。

## < 2. 発災後の対策 >

### ① 応急対策の実施可否確認

#### 【自然災害】

- ・発災後、速やかに電話やLINEにより職員および家族の安否、業務従事の可否を確認する。
- ・各地区の商工会役員事業所と連絡をとり、家屋被害、道路状況等の大まかな被害状況について、当会と当町で共有する。

#### 【感染症】

- ・感染症流行時は、平常時より職員の体調確認、事務所内消毒、うがい・手洗いの徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条による緊急事態宣言時には、当町の感染症対策本部の方針に基づき業務として感染対策を行う。

### ② 応急対策の方針決定

- ・当会と当町は被害状況・規模に応じた応急対策方針を決める。  
(例) 豪雨時、危険と判断される降雨状況下では無理な出勤を避け、職員自身の安全確保を優先し、警報解除後に出勤する。など。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2 日以内に相互の情報を共有する。

### 《被害規模の目安》

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において、連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※連絡が取れない区域については大規模被害が生じているとみなす。

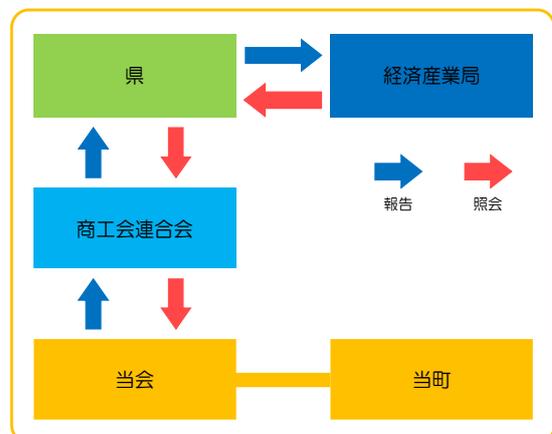
- ・当会と当町は、以下の頻度で被害情報等を共有する。災害の規模次第で共有頻度は協議により変更する。

期 間	共有頻度
発災後～2 週間	発災直後は随時、2 日目以降は 1 日 1 回共有する。(必要に応じて頻度を増やす)
2 週間～1 か月	2 日に 1 回共有する。
1 か月～2 か月	1 週間に 1 回共有する。
2 か月～3 か月	2 週間に 1 回共有する。
3 か月以降	1 か月に 1 回共有する。

- ・江北町新型インフルエンザ等対策業務継続計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信、体制維持を行うと共に、体制維持に向けた対策を実施する。

### ＜ 3. 発災時の指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害発生時には迅速な報告・指示命令を行う体制を構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域で行う行動範囲について決定する。
- ・当会と当町は、小規模事業者の被害状況（**共通項目の選定**）について情報収集に努める。
- ・被害の調査方法、被害額の算定方法はあらかじめ確認しておく。
- ・共有した被害情報は、県の指定する方法にて当会又は当町より報告する。
- ・感染症流行時は、国・佐賀県の指示に基づき報告・対応する。



#### < 4. 応急対策時の小規模事業者支援 >

##### 【自然災害】

- ・ 当会と当町だけでなく、佐賀県や県商工会連合会とも協議のうえ、相談窓口を設置する（国や県からの要請時は特別相談窓口を設置する）。
- ・ 相談窓口や特別相談窓口の設置場所は、災害の安全性が確認された場所に設置する。
- ・ 相談窓口の運営に対応職員が不足する場合には、県商工会連合会に職員の応援派遣を要請する。
- ・ 地区内小規模事業者の被害を把握するため、巡回だけでなく、電話やLINEなどを活用する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者向けの施策（行政の施策）について、地区内の小規模事業者へ周知する。

##### 【感染症】

- ・ 当会と当町だけでなく、佐賀県や県商工会連合会とも協議のうえ、感染症拡大により事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある事業者を対象とした相談窓口を開設する（国や県から要請時は特別相談窓口を設置する）。
- ・ 相談窓口や特別相談窓口の設置場所は、感染症対策をした場所又はオンラインによる支援とする。

#### < 5. 地区内小規模事業者の復興支援 >

- ・ 国・県・県商工会連合会の方針に従い、当会と当町が復旧・復興方針を決定し支援を行う。
- ・ 大規模被害時には、県内外応援派遣を佐賀県や県商工会連合会へ要請する。
- ・ 感染症拡大の懸念時はオンライン支援も活用する。

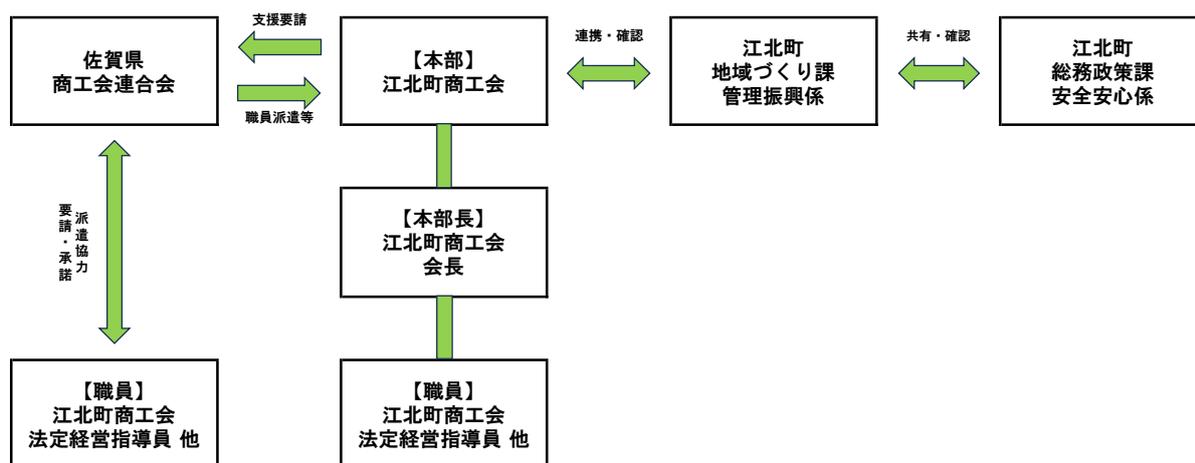
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年9月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：一ノ瀬 稔

連絡先：江北町商工会 TEL：0952-86-2151

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先

①商工会/商工会議所

江北町商工会 経営支援課

TEL：0952-86-2151 / FAX：0952-86-4889 / E-mail：kouhoku@sashoren.or.jp

②関係市町

江北町役場 地域づくり課

〒849-2101 佐賀県杵島郡江北町大字山口 1651 番地 1

TEL：0952-86-5618 / FAX：0952-86-2130 / E-mail：chiiki@town.kouhoku.lg.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
専門家派遣費(年2回)	100	100	100	100	100
セミナー開催費	100	100	100	100	100
防災・感染症対策費	100	100	100	100	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、補助金収入 など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。